

第 30 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基礎賦課限度額） 第15条の5 第13条の基礎賦課額は、 <u>66万円</u> を超えることができない。	（基礎賦課限度額） 第15条の5 第13条の基礎賦課額は、 <u>65万円</u> を超えることができない。
（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の14 第15条の7の後期高齢者 支援金等賦課額は、 <u>26万円</u> を超える ことができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の14 第15条の7の後期高齢者 支援金等賦課額は、 <u>24万円</u> を超える ことができない。
（出産被保険者の保険料の減額） 第18条の4 当該年度において、世帯 に出産被保険者（令第29条の7第5 項第8号に規定する出産被保険者を いう。以下同じ。）がある場合におけ	（出産被保険者の保険料の減額） 第18条の4 当該年度において、世帯 に出産被保険者（令第29条の7第5 項第8号に規定する出産被保険者を いう。以下同じ。）がある場合におけ

る当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1)、(2) [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とある

る当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1)、(2) [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とある

のは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)、(2) [略]

- 6 [略]

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出

のは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)、(2) [略]

- 6 [略]

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出

産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。	産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。